

第23号議案

滋賀県立図書館協議会委員の選任について

図書館法および滋賀県立図書館の設置および管理に関する条例の規定に基づき、滋賀県立図書館協議会委員を次のとおり任命する。

令和6年8月26日

滋賀県教育委員会

別紙のとおり

滋賀県立図書館協議会委員名簿

分野	氏 名	性別	所 属 等
学校教育	なかじま じゅんこ 中島 純子	女	滋賀県学校図書館協議会会長 東近江市立蒲生西小学校校長
	ふじい みき 藤居 未来	女	滋賀県立甲西高等学校 学校司書
社会教育	ささき やすたか 佐々木 保孝	男	天理大学人文学部教授
	まつの まきはる 松野 勝治	男	滋賀県公共図書館協議会会長 東近江市立八日市図書館長
家庭教育	いぬい きょうこ 乾 京子	女	滋賀県子ども文庫連絡会
	たちばな まどか 橘 円	女	滋賀県PTA連絡協議会顧問
学識経験者	たかくわ ひろき 高鋤 裕樹	男	大阪教育大学教育学部准教授
	やまもと あき 山本 亜紀	女	滋賀県社会福祉協議会
公 募	さわむら たかお 澤村 貴生	男	公募による委員
	たなか ひろゆき 田中 博之	男	公募による委員

○任期:令和6年9月1日～令和8年8月31日

新旧対照表 滋賀県立図書館協議会委員名簿

令和6年(2024年)8月26日
8月定例教育委員会
第23号議案関係資料

分 野	旧(令和6年8月26日現在)		新(令和6年9月1日～令和8年8月31日)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学校教育	なかじま じゅんこ 中島 純子	滋賀県学校図書館協議会会長 東近江市立蒲生西小学校校長	なかじま じゅんこ 中島 純子	滋賀県学校図書館協議会会長 東近江市立蒲生西小学校校長
	とくおか じゅんこ 徳岡 純子	滋賀県立瀬田工業高等学校 学校司書	ふじい みき 藤居 未来	滋賀県立甲西高等学校 学校司書
社会教育	ささき やすたか 佐々木 保孝	天理大学人文学部教授	ささき やすたか 佐々木 保孝	天理大学人文学部教授
	まつの まさはる 松野 勝治	滋賀県公共図書館協議会会長 東近江市立八日市図書館長	まつの まさはる 松野 勝治	滋賀県公共図書館協議会会長 東近江市立八日市図書館長
家庭教育	いぬい きょうこ 乾 京子	滋賀県子ども文庫連絡会	いぬい きょうこ 乾 京子	滋賀県子ども文庫連絡会
	たちばな まどか 橘 円	滋賀県PTA連絡協議会顧問	たちばな まどか 橘 円	滋賀県PTA連絡協議会顧問
学識経験者	たかくわ ひろき 高鵜 裕樹	大阪教育大学教育学部准教授	たかくわ ひろき 高鵜 裕樹	大阪教育大学教育学部准教授
	いわもと のりこ 岩本 紀子	滋賀県社会福祉協議会	やまもと あき 山本 亜紀	滋賀県社会福祉協議会
公 募	たなか ひろみち 田中 啓道	公募による委員	さわむら たかお 澤村 貴生	公募による委員
	ちょう ゆきお 長 幸雄	公募による委員	たなか ひろゆき 田中 博之	公募による委員

図書館法

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省示)

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

滋賀県立図書館の設置および管理に関する条例

(滋賀県立図書館協議会)

第2条 図書館法第14条第1項に基づき、図書館に滋賀県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織等)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

(会長および副会長)

第4条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則（平成26年条例第53号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。